

3 林 整 治 第 1454 号
令和 3 年 12 月 14 日

各都道府県知事 殿

農林水産事務次官

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について
の一部改正について

国家戦略特別区域諮問会議（第 37 回（平成 30 年 12 月 17 日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたことを踏まえ、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項に定める国家戦略特別区域において保安林を森林以外の用途に供する必要性が生じた場合の指定の解除の特例措置を、国家戦略特別区域における「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林整治第 2654 号農林水産事務次官依命通知）において定めたところであるが、成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において当該特例措置の全国展開を実施することとされたところである。

このため、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、国家戦略特別区域における「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林整治第 2654 号農林水産事務次官依命通知）は、これを廃止する。

以上、命により通知する。

（担当：治山課企画班 内線 6190）

(別紙)

○ 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 保安林の解除</p> <p>1 解除の要件 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 転用を目的とする解除 (略)</p> <p>ア 「指定の理由の消滅」による解除</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 用地事情</p> <p>保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下第2及び別紙において「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。<u>ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、都道府県知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の事業区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森</u></p>	<p>第2 保安林の解除</p> <p>1 解除の要件 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 転用を目的とする解除 (略)</p> <p>ア 「指定の理由の消滅」による解除</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 用地事情</p> <p>保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下第2及び別紙において「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。</p>

林を保安林に指定するものとし、法第 25 条第 1 項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第 27 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。

a 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。

b 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。

c 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。

d 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。

e 既存事業の事業区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。

f 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。

g 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の 35%以上確保されるものであること。

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

2 解除の手續

(略)

(1)～(4) (略)

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

2 解除の手續

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 代替施設の設置等の確認

都道府県知事は、ア又はイの転用に係る解除予定保安林について、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

- ① 主要な代替施設（都道府県知事に事前に協議した代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調整施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。
- ② 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。
- ③ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。
- ④ 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。
- ⑤ 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

(5) 代替施設の設置等の確認

都道府県知事は、以下の転用に係る解除予定保安林について、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第30条の2第1項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

ア 法第26条の2第1項の規定による解除

イ 法第26条の2第2項の規定による解除であって令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第30条の2第1項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

ア 法第26条の2第1項の規定による解除

イ 法第26条の2第2項の規定による解除であって令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

(6) (略)

第4 保安林における制限

1 立木の伐採の許可

(1)～(3) (略)

(4) 許可の条件

ア～ウ (略)

エ 当該伐採の方法が前記第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当するものであって前記(2)のクのただし書に該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(5)・(6) (略)

第5 監督処分

(略)

1 監督処分を行うべき場合

(1)・(2) (略)

(3) 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が法第34条第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が、同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反

(6) (略)

第4 保安林における制限

1 立木の伐採の許可

(1)～(3) (略)

(4) 許可の条件

ア～ウ (略)

エ 当該伐採の方法が前記第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当するものであって前記(2)のカのただし書に該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(5)・(6) (略)

第5 監督処分

(略)

1 監督処分を行うべき場合

(1)・(2) (略)

(3) 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が法第34条第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が、同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反

していると認められる場合、同項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路若しくは鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅若しくは学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) (略)

別表5 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行為の目的・態様・規模等
(略)	(略)
4 その他	(1) (略) ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、 <u>柵</u> 等） ② (略) (2) (略)

していると認められる場合、同項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくはたい積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路若しくは鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅若しくは学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) (略)

別表5 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行為の目的・態様・規模等
(略)	(略)
4 その他	(1) (略) ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、 <u>柵</u> 等） ② (略) (2) (略)